

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

平成28年1月1日
豊浦商工会

本会は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため本基本方針を定めます。

1 事業者の名称 豊浦商工会

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

3 安全管理措置に関する事項

本会は、特定個人情報の安全管理措置等に関して、別途「豊浦商工会特定個人情報保護規程」を定めています。

4 ご質問等の窓口

本会における特定個人情報の取扱いに関するご質問やご苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

豊浦商工会 事務局

TEL:0254-22-3925 / e-mail:toyoura@shinsyoren.or.jp

個人情報保護に対する基本姿勢(プライバシーポリシー)

豊浦商工会
会長 本田 精作

1 関係法令・ガイドライン等の遵守について

豊浦商工会(以下「本会」という。)は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(以下「ガイドライン」という。)を遵守し、個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いに努めます。

ただし、以下に定める個人情報の取扱いにかかわらず、特定個人情報等に関しては番号法及びガイドラインに従って取り扱います。

2 個人情報の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、事業所名、業種、従業員数、資本金、売上高、相談指導情報等)を取得いたします。

3 個人情報の管理について

- (1) 本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。
- (2) 本会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- (3) 本会は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等によりこれを漏えいさせません。

4 個人情報の利用について

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興において次に掲げる業務の必要な範囲に限り、商工会、広域連携する商工会、新潟県商工会連合会及び全国商工会連合会で共同利用いたします。

- (1) 小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、記帳機械化等の相談・指導並びに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡
- (2) 総会や検定試験等の開催案内等
- (3) 産業祭・物産展等地域振興に係る事業を実施するうえでの計画、遂行、連絡
- (4) 国や県、市町村に向けた中小企業政策提言資料の作成
- (5) 共済事業における共済金及び掛金の請求、満期処理等、共済管理等業務
- (6) その他、商工会法第11条に定める事業に係る業務

上記以外の目的で利用する必要がある場合には、あらかじめご本人の承諾を得ることを前提といたします。

また、収集した個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行った上、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

5 個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

6 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応いたします。

7 組織・体制

- (1) 本会は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。
- (2) 本会は、職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。

8 個人情報保護に係る仕組みの策定・実施・維持・改善

本会は、個人情報の保護のため、個人情報保護法、番号法その他の法令を遵守し、本会で定めた個人情報保護規程に基づき基準を定め、これを本会職員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善いたします。

9 安全管理措置に関する事項

本会は、特定個人情報等に関しては番号法及びガイドラインに沿った安全管理措置を取ります。

10 質問及び苦情処理の窓口

豊浦商工会

〒959-2335 新潟県新発田市乙次 475-3

TEL:0254-22-3925 e-mail:toyoura@shinsyoren.or.jp

本会業務日時 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く、
午前8時30分～午後5時15分